

保護者 様
年 組 氏名 _____ さん

静岡県立科学技術高等学校長

出席停止について(通知)

お子様は、下記理由(○印)のため、学校保健安全法19条により出席停止を命じます。出席停止期間中は、医師の指示に従い休養させ、許可があるまで登校を控えてください。病気が治り登校許可が出ましたら、必ず下記に医師の証明をいただいて、登校の際提出してください。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、鳥インフルエンザ(H5N1型) 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症		治癒するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで
第三種		結核	
		コレラ	
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
		その他の感染症	

登 校 許 可 証 明 書

1 病 名
2 停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の疾病はすでに伝染のおそれはありません。

令和 年 月 日
医 師 名